

住民税非課税世帯等に対する『臨時特別給付金』のお知らせ ～ 2月18日(金)から郵送による受付を開始します ～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

1 対象となる世帯

(1) 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、上記(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※(1)、(2)とも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 給付額

1世帯当たり10万円

3 受付期間

令和4年2月18日(金)から令和4年9月30日(金)まで(当日消印有効)

4 手続方法

郵送により手続きしていただきます。世帯の状況により、必要な手続きが異なります。

(1) 住民税非課税世帯

ア 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から川崎市にお住まいの場合

給付の対象となりうる世帯には、川崎市から、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を2月17日(木)から、順次、郵送でお届けします。送付された「確認書」に必要事項を記入の上、返信用封筒で川崎市に返送していただきます。

イ 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

令和3年1月2日以降に川崎市に転入した方がいる世帯については、前住所地における住民税非課税の確認がとれた世帯から、「確認書」を順次、郵送でお届けします。送付された「確認書」に必要事項を記入の上、返信用封筒で川崎市に返送していただきます。前住所地への課税状況確認に時間を要することから、送付が遅れる場合があります。

※住民税非課税世帯に該当する場合でも、DVによる避難者等で避難先に住民票がない世帯など、一部の世帯については「申請書」の提出が必要となりますことがあります。詳細については、市ホームページ等でお知らせします。

(2) 家計急変世帯

「申請書」の提出が必要となります。支給要件等を御確認の上、必要書類を添付して郵送により申請していただきます。

申請様式については、令和4年2月21日(月)から市ホームページに掲載します。ダウンロードして使用していただきます。市ホームページからのダウンロードが困難な場合には、川崎市臨時特別給付金コールセンターにお問い合わせください。

5 問合せ先

川崎市臨時特別給付金コールセンター

フリーダイヤル：0120-200-113

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

※本給付金制度の詳細については、下記、市ホームページを御覧ください。

【川崎市における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の御案内】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000136192.html>

【問合せ先】

川崎市健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 森

電話 044-200-1435